(1) 児童生徒理解

Q7　児童生徒理解について教えてください。

A　児童生徒は一人一人独自の特徴をもち、一人として同じ者はいません。すべての人の人格は、その個性の上に成り立っています。それぞれの得意なことや苦手なこと、興味・関心などの個々の児童生徒を理解することは、障害の有無にかかわらず、指導する上で大切なことです。

また、一般的な児童生徒の発達の特徴や傾向を知ることも、指導する上で役に立ちます。その時期に獲得する社会性や知的発達の特徴を知ることで、指導・支援に有効な手立てを考えることができ、将来を見据えた指導・支援にもつながります。児童生徒の実態を正しく理解するには、客観的・多角的・多面的にその姿を捉えることが大切です。

さらに、通常の学級の担任として、「集団」について理解することも大切です。個人を理解するだけではとらえきれない集団特有の問題があるということを知っておくことは、学級集団をまとめ、よりよい学級づくりにつながります。

● 児童生徒を客観的・多角的・多面的に理解するために配慮すること

1　能力の問題（身体的・認知に関する能力、学力など）
　学校生活への適応の度合いを理解するための材料になる。

2　性格的な特徴
　支援の方法を探る材料になる。

3　興味・関心、要求、悩み
　日常生活、行動を理解するヒントになる。

4　交友関係
　学校内外のつながり、人間関係、集団などを理解するヒントになる。

5　生育歴、環境条件など
　家庭環境、家族構成、言語環境など、発達に影響のある環境因子について調整するヒントになる。

関連サイト：●文科省「生徒指導に関する研修・参考資料」

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1302912.htm

コラム１

発達障害のある子どもなのか？
虐待を受けた子どもなのか？

「自分の思い通りにいかなかったり、急な予定の変更があったりすると、どうしてよいか分からなくなりパニックを起こす子ども」「何度教えてもすぐに忘れてしまい、学習内容が定着するのに時間がかかる子ども」「予測を立てたり、落ち着いて物事を考えたりすることが苦手な子ども」などがいます。

今、挙げた子どもたちの背景には、何があると思いますか？
多くの人は、発達障害があることを想像するのではないでしょうか。実はこの様子は、虐待を受けた子どもが見せる様子として、あげられているものです。もちろん、このような特徴的な行動の様子が、虐待を受けたすべての子どもに現れるわけではありませんが、発達障害のある子どもが見せる特性と似ています。

虐待など極度のストレスに対する反応として、覚醒水準の上昇が挙げられます。過覚醒すると、「集中できない」「そわそわして落ち着きがなくなる」などの様子が見られ、注意欠陥多動性障害（ADHD）との判別が難しい場合が少なくありません。そのため、「この子どもの問題行動は、発達障害のせいだ。」と決めつけずに、「虐待を受けていることがあるかもしれない。」または「両者の重複した事例なのかもしれない。」と、多面的な視点から子どもを見ることが大切です。

大人の無理解が二次的な障害に繋がってしまうこともあるので、客観的・多角的・多面的に児童生徒を理解することが大切です。

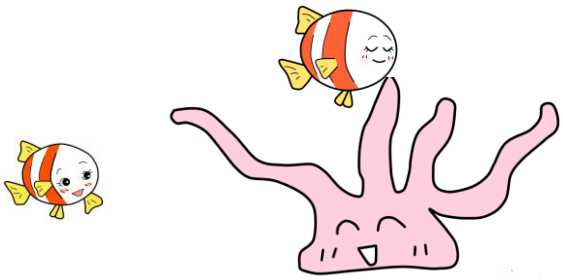

(2) 発達障害とは

Q8　発達障害について教えてください。

A　平成 24 年に実施された、文部科学省の「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」の結果では、通常の学級に在籍する学習面又は行動面で著しい困難を示す児童生徒の割合は約 6.5%です。

発達障害の診断の有無にかかわらず、何らかの支援を必要としている児童生徒は、通常の学級にも在籍しています。通常の学級の担任は、そのことを踏まえた上で、個別の指導や支援の工夫をすることが大切です。

発達障害の障害特性について整理すると、下記のようになります。それぞれの障害特性が重なり合っている場合もあり、個々の実態を把握することは、指導・支援をする上での基本となります。

それぞれの児童生徒が学習面や生活面で困っていることは、一人一人異なります。学習障害（ＬＤ）だから、注意欠陥多動性障害（ＡＤＨＤ）だから、と支援を考えるよりも、対象の児童生徒がどんなことにつまずいているのか、その実態に基づいて指導・支援を考えることが大切です。

【 発達障害の障害特性 】

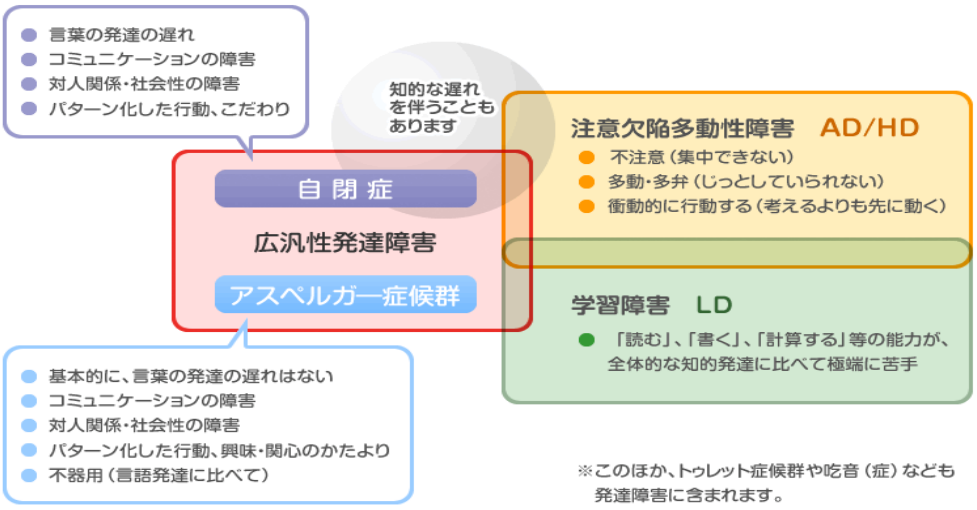

内閣府「政府広報オンライン 2013」より

(2) 発達障害とは

文部科学省では、発達障害について次のように定義しています。

1　自閉症（Autistic Disorder）
　自閉症とは、３歳くらいまでに現れ、①他人との社会的関係の形成の困難さ、②言葉の発達の遅れ、③興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障害であり、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定されます。

2　高機能自閉症（High-Functioning Autism）
　高機能自閉症とは、上記の自閉症のうち、知的発達の遅れを伴わないものをいいます。また、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定されます。

3　学習障害（ＬＤ）【Learning Disabilities】
　学習障害とは、基本的には全般的な知的発達に遅れはないですが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指すものです。学習障害は、その原因として、中枢神経系に何らかの機能障害があると推定されますが、視覚障害、聴覚障害、知的障害、情緒障害などの障害や、環境的な要因が直接の原因となるものではありません。

4　注意欠陥/多動性障害（ADHD）【Attention-Deficit/Hyperactivity Disorder】
　注意欠陥/多動性障害とは、年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、及び/又は衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすものです。また、７歳以前に現れ、その状態が継続し、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定されます。

関連サイト：●文科省：「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果について」

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1328729.htm

関連サイト：●文科省「主な発達障害の定義について」

http://www.mext.go.jp/a_menu?shotou/tokubetu/004/008/001.htm

(2) 発達障害とは

Q9　発達障害のある児童生徒の指導・支援の基本を教えてください。

A　発達障害のある児童生徒のつまずきや行動には、必ず理由があります。そのつまずきや行動は、児童生徒の性格やしつけなどから起こっているのではなく、それ以外の理由で起こっている場合があることを認識することが、支援の第一歩です。

困っているのは、先生ではなく児童生徒自身です。児童生徒が支援を必要としている、ととらえることが大切です。

発達障害とひとことで言っても、つまずいていることや得意なこと、興味・関心などは一人一人違います。一人一人の実態を把握し、それに応じた適切な指導や必要な支援の工夫が大切です。

一人の児童生徒の教育的ニーズに対応した指導・支援の工夫は、障害の有無にかかわらず、学級の誰にとっても、有効な手立てとなることがあります。そのような環境を整えることは、学級経営上にも大変有効であり、子どもたちの確かな学力や豊かな心の育成に資するものです。

● 指導にあたって配慮すること

1　子どもにとって、安心できる居場所をつくります。
2　小さな変化をとらえ、自信と意欲を育てます。
(1)　できないことより、できることに着目して支援をします。
(2)　指示や課題の提示は、具体的に短く分かりやすくします。
(3)　視覚的支援を有効に活用します。
(4)　常にスモールステップを心がけ、対応します。
(5)　「叱る」ことより、「ほめる」ことを大切にします。
3　他者との比較ではなく、個人の成長を評価します。

関連サイト：●兵庫県教育委員会事務局特別支援教育課「特別な支援が必要な子どもたちのために」

https://dmzcms.hyogo-c.ed.jp/tokucen-bo/htdocs/kankoubutu/

(3) ユニバーサルデザインの視点

Q10　ユニバーサルデザインの基本的な考え方について教えてください。

A　ユニバーサルデザインの考え方は、ノースカロライナ州立大学ユニバーサルデザインセンター元所長で建築家のメイス（Ronald Mace）が提唱したのが最初であるとされています。

文部科学省通知「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」（平成 24 年 7 月）においては、ユニバーサルデザインについて、

「　基礎的環境整備を進めるにあたっては、ユニバーサルデザインの考え方も考慮しつつ進めていくことが重要である。」

と示されています。

ユニバーサルデザインは、あらかじめ障害の有無、年齢、性別、人種などにかかわらず多様な人々が利用しやすいよう、都市や生活環境をデザインする考え方です。それに対し、バリアフリーは、障害によりもたらされるバリア（障壁）に対処するとの考え方です。

障害者の権利に関する条約 第２条においては、ユニバーサルデザインについて、

「　調整又は特別な設計を必要とすることなく、最大限可能な範囲ですべての人が使用することのできる製品、環境、計画及びサービスの設計をいう。ユニバーサルデザインは、特定の障害者の集団のための支援装置が必要な場合には、これを排除するものではない。」

と示されています。

関連サイト：●文科省「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/044/houkoku/13

(3) ユニバーサルデザインの視点

Q11　ユニバーサルデザインの視点で学級づくりを行う場合の留意点について教えてください。

A　ユニバーサルデザインの考え方を、学級づくりや授業における支援に置き換えると、特別な支援を必要とする児童生徒にとっては「ないと困る支援」であり、すべての児童生徒にとっては「あると便利」な支援であるといえます。

特別な支援を要する児童生徒への支援を通常の学級で行う場合、その児童生徒が肩身の狭い思いをしない学級経営が大切です。

つまり、一人一人の違いを認め合い、支え合う学級づくりを通して、特別な支援を必要とする児童生徒が、安心して過ごせる居場所のある学級づくりが大切です。

1　すべての児童生徒にとっても分かりやすい教室環境づくり
(1)　教室でのルールが明確で、分かりやすい教室環境
(2)　雑然とせず、すっきりと片付いた教室環境
(3)　自分たちで整理整頓できるよう工夫された教室環境

2　一人一人の違いを認め合い、支え合う学級づくり
(1)　一人一人が所属感や居場所を実感できる学級
(2)　方法を選んだり、考えたりでき、自己選択・自己決定が尊重される学級
(3)　「認める」「ほめる」などのかかわりが、教師と児童生徒、児童生徒同士でもでき、一人一人が大切にされている学級

関連サイト：●兵庫県教育委員会事務局特別支援教育課「特別支援教育の視点をいかした授業のユニバーサルデザイン化ハンドブック」

http://www.hyogo-c.ed.jp/~sho-bo/kyouzai/H2804ud.pdf

(3) ユニバーサルデザインの視点

Q12　ユニバーサルデザインの視点で授業づくりを行う場合の留意点について教えてください。

A　小学校・中学校学習指導要領（平成 29 年 3 月公示）においては、各教科の指導計画の作成と内容の取扱いについて、

「　障害のある児童生徒については、学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。」

と示されています。

得意や不得意、認知の特性、学習スタイルなどは、一人一人異なります。そのため、すべての児童生徒にわかりやすい授業を工夫し、ユニバーサルデザインの視点に基づいた授業を展開することが求められています。

1　ユニバーサルデザインの視点に基づいた授業づくりで配慮すること

(1)　一時間の流れや、見通しをもたせる工夫
　スケジュールの提示、タイムタイマーなどの時間の明示　など

(2)　板書の工夫
　色弱（色覚異常）に対応した色使い、絵や図表の掲示、ノート転記する箇所の明示　など

(3)　発表の仕方の工夫
　話し方のきまり、子どもの発言をつなぐ発問・しかけ　など

2　認知スタイルを考慮した支援の工夫
　書く量の調整、得意な方法で学習ができるような選択肢の提供、刺激量の調整、視覚支援　など

関連サイト：●兵庫県教育委員会事務局特別支援教育課「特別支援教育の視点をいかした授業のユニバーサルデザイン化ハンドブック」

http://www.hyogo-c.ed.jp/~sho-bo/kyouzai/H2804ud.pdf